

平成25年6月27日改定
2021年6月25日改定

藍澤證券株式会社

(2021年10月1日よりアイザワ証券グループ株式会社に商号変更)

定 款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、アイザワ証券グループ株式会社と称し、英文では、A I Z A W A S E C U R I T I E S G R O U P C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
- (2) 金融商品取引法に規定する金融商品仲介業
- (3) 投資業務
- (4) 貸金業法に規定する貸金業
- (5) 生命保険の募集および損害保険代理店業務
- (6) 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋および鑑定に係る業務
- (7) 証券事務処理に係る業務
- (8) ソフトウェアの開発および販売に係る業務
- (9) 教育・文化に係る業務
- (10) 前各号の業務に関するアドバイザーおよびコンサルティング業務
- (11) 前各号に付随または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億9,800万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長または取締役会長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長および取締役会長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がその任にあたる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員であ

る取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

- 4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長または取締役会長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長および取締役会長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がその任にあたる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名するものとする。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 36 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第38条 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第101期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(定款一部変更の効力発生日)

第2条 本則第1条および第2条の変更は、2021年10月1日をもって、効力が発生するものとする。

- 2 本則第3条の変更は、2021年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、効力が発生するものとする。
- 3 本条の規定は、第1項の効力発生日の経過をもって自動的に削除されるものとする。

改正

昭和58年12月17日
昭和60年12月21日
昭和61年12月17日
昭和62年12月18日
昭和63年12月 9日
平成 元年 6月29日
平成 2年 6月28日
平成 4年 6月26日
平成 5年 6月29日
平成 6年 6月29日
平成 8年 6月27日
平成11年 6月29日
平成14年 6月27日
平成15年 6月27日
平成16年 6月29日
平成17年 6月29日
平成18年 6月27日
平成20年 6月24日
平成21年 6月24日
平成22年 1月 6日
平成25年 6月27日
2021年 6月25日

- | | |
|----------------|--|
| 1. 昭和57年12月11日 | 全面改正により作成 |
| 2. 昭和58年12月17日 | 第2条6、7号追加 |
| 3. 昭和60年12月21日 | 第2条8号追加 |
| 4. 昭和61年12月17日 | 第2条9号追加
第5条第1項改正
第16条改正 |
| 5. 昭和62年12月18日 | 第2条9号修正
第2条10号追加 |
| 6. 昭和63年12月 9日 | 第2条1、2、8、9号改正
第2条3、4号修正
第10条改正
第11条1、2項改正
第30条改正
第31条1項改正 |
| 7. 平成 元年 6月29日 | 第4条、第5条、第6条改正
第7条、第8条新設
第9条、第10条改正
第12条1、2項改正
第13条から第31条までの条項の改正 |

			第32条新設
8.	平成 2年	6月28日	第16条、第25条改正
9.	平成 4年	6月26日	第6条改正
10.	平成 5年	6月29日	第2条改正
11.	平成 6年	6月29日	第5章改正
12.	平成 8年	6月27日	第2条7号改正
13.	平成11年	6月29日	第2条11項の改正および12項の削除、第2条12項から 14項までの新設
			第37条の新設
14.	平成14年	6月27日	第2条11から18号、第2条20から22号、第2条25 から30号追加
			第4条改正
			第6条1項改正、第6条2項新設
			第7条新設
			第8条、第9条改正
			第10条1項改正、第10条2項削除
			第13条2項新設
			第16条2項改正
			第19条、第20条、第23条新設
			第26条2項、第27条改正
			第35条2項削除
			第36条新設
15.	平成15年	6月27日	第5条改正
			第7条新設
			第9条3項改正
			第10条改正
			第13条2項新設
			第18条改正
16.	平成16年	6月29日	第2条改正
			第5条改正
			第6条新設
			第8条改正
			第9条改正
			第10条改正
			第13条改正
			第14条改正
			第21条改正
17.	平成17年	6月29日	第17条改正
18.	平成18年	6月27日	第4条新設
			第5条改正
			第6条改正
			第7条新設
			第8条改正
			第9条新設
			第10条改正

		第 1 1 条改正
		第 1 2 条改正
		第 1 3 条改正
		第 1 4 条新設
		第 1 6 条改正
		第 1 7 条改正
		第 1 8 条改正
		第 1 9 条新設
		第 2 1 条 2 項改正
		第 2 2 条改正
		第 2 3 条改正
		第 2 5 条 2 項改正
		第 2 6 条 1 項改正 2 項新設
		第 2 7 条改正
		第 2 9 条改正
		第 3 0 条新設
		第 3 2 条 2 項改正
		第 3 3 条 1 項改正 2 項新設
		第 3 4 条改正
		第 3 5 条 2 項改正
		第 3 6 条改正
		第 3 7 条改正
		第 3 9 条改正
		第 4 0 条新設
		第 6 章新設
		第 4 1 条新設
		第 4 2 条新設
		第 4 3 条新設
		第 4 4 条改正
		第 4 5 条新設
		第 4 6 条改正
		第 4 7 条新設
		第 4 8 条改正
19.	平成 2 0 年 6 月 2 4 日	第 2 条改正
20.	平成 2 1 年 6 月 2 4 日	第 7 条削除
		第 8 条 2 項削除
		第 9 条改正
		第 1 1 条改正
21.	平成 2 5 年 6 月 2 7 日	第 1 9 条改正
22.	2 0 2 1 年 6 月 2 5 日	第 1 条から第 4 条改正
		第 1 9 条から第 2 2 条改正
		第 2 4 条改正
		第 2 5 条新設
		第 2 6 条から第 3 0 条、条番号繰り下げ
		第 2 7 条改正

第29条から第30条改正
第5章削除（第30条から第39条）
第5章新設（第31条から第35条）
第36条から第42条、条番号繰り上げ
第41条2項、3項新設
第46条削除
附則新設（第1条、第2条）